

1. 住宅用火災警報器の設置等協力について

住宅用火災警報器の設置等協力について

本年6月の通常国会において、消防法の一部改正が行われ、既存の個人住宅についても住宅用火災警報器の設置・維持が義務付けられました。

当協会ではそのことを踏まえ、「婦人防火クラブによる新住宅防火対策の推進に関する調査研究会」を設置し、婦人防火クラブによる一般住民への普及啓発活動を支援する方策について、総合的に検討しております。

その事業の一環として、道府県婦人（女性）防火クラブ連絡協議会会長及び副会長等の幹部、連絡協議会未設置都府県には、推薦された各市町村婦人（女性）防火クラブの会長・副会長等、1都道府県3名の方々に住宅用火災警報器を秋の全国火災予防運動期間の始まる前に別紙取り付け要領により、設置していただくことといたしました。

この目的は、住宅用火災警報器の使い勝手や誤動作時の状況等について、婦人防火クラブの指導的立場にある会長・副会長等がご自身で設置・実体験することにより、当該機器の扱い方や設置後の留意事項に対する理解を深め、他のクラブ員や一般住民への普及啓発活動を行うまでの基礎的な問題点を把握していただくことにあります。

また、当該機器の設置後一定期間（概ね1ヶ年）内に、簡単なアンケート調査（2回程度）を行うこととしております。なお、アンケートの内容は、取り付け位置、警報器が鳴った場合の対応などを考えております。



住宅用火災警報器取り付け要領

住宅用火災警報器（以下「機器」という。）は、取扱説明書をよく読んで、確実に取り付けてください。

1. 機器の取り付けは、来る11月9日から始まる秋季全国火災予防運動期間の前に取り付けてください。
2. 機器は煙式の2個（壁掛け型と天井型）であり、2メーカーのもの各1個です。
3. 機器の取り付け場所は、機器のテストボタンが操作しやすい位置に取り付けてください。
4. 機器の設置場所については、階段及び寝室又は居間とする。
5. 取り付け後は、定期的に（1ヶ月に1度）テストボタンを押すか、又は、引きひもを引き、機器が正常に作動するか、テストしてください。
6. 原則として、機器はご自身で取り付けてください。もし、ご自身で取付できない場合は、ご家族方に取り付けてもらってください。
7. アンケート調査を年度内（平成17年3月まで）に1回行う予定ですので、ご協力をお願いします。